

「実務 税法六法 ―法令― 令和3年版」正誤表

※本書に誤りがありました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けいたしますが、左記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

・Ⅲ巻 2529頁（下段 前から一一行目）

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一条第三項）

誤	正
四 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第五項に規定する事業年度をいう。	四 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の三第五項に規定する事業年度をいう。

〔裏面へ続く〕

誤	
〔注1〕 次に掲げる改正後の規定は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンション建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行。 〔定義〕 第二条 ①・2 〔現行〕 3 次条及び第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三 〔現行〕 四 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の三第五項に規定する事業年度をいう。 五 三十五 〔現行〕 4 〔現行〕	
正	
〔削除〕 ※削除理由 上記改正の施行期日は、本来、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）」の施行の日（令和三年五月二十六日から六か月を超えない範囲内において政令で定める日）であるところ、誤って上記期日としてしまったため、本文に織り込むべき改正を条文末尾に〔注〕の形で登載してしまいました。	
〔注2〕 次に掲げる改正後の規定は、令和四年四月一日から施行。 （以下略）	〔注〕 次に掲げる改正後の規定は、令和四年四月一日から施行。 （以下略）

令和三年七月

新日本法規出版株式会社